

令和7年2月21日
水 資 源 機 構

令和7年3月1日から適用する公共工事設計労務単価等の
取扱いに関する留意事項

1. 工事・業務等の見積書作成について

当機構で発注する工事・業務等の予定価格は、令和7年3月1日以降に入札書提出締切日を設定しているものについては、国土交通省公表の「令和7年3月1日から適用する公共工事設計労務単価」、「令和7年度設計業務委託等技術者単価」、「機械設備工事積算に関わる令和7年3月から適用する標準賃金」及び「令和7年度電気通信会計技術者等単価」（以下、新労務単価）を使って積算を行いますので、入札書を作成する際はご注意願います。

< 予定価格作成に使用する単価 >

入札書提出締切日	旧労務単価 (R6 年度)	新労務単価 (R7 年度)
～令和7年2月28日まで	○	
令和7年3月1日以降		○

3. 令和7年度2月28日までに入札書提出締切日が設定され、令和7年3月1日以降に
契約する工事・業務等について

新労務単価の設定に伴い、新労務単価適用日（令和7年3月1日）時点で未契約工事・業務等については、適性な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議を請求することができることとします。

なお、令和7年2月28日までに契約済の工事・業務等には適用しないものとします。

4. インフレスライドの適用について【工事のみ】

令和7年2月28日までに契約済みとなっている工事で残工期が2か月以上ある工事については、工事請負契約書第25条第6項が適用できる可能性があります。請求にあたっては適用条件をよくご確認ください。